

第2回県立最上学園における虐待事案を受けての 再発防止策検討会議の会議録

- 1 日 時 令和3年8月3日（火） 13:30～15:00
- 2 場 所 県庁7階 701会議室
- 3 出席者 委 員：倉岡委員、大江委員、村上委員、下村委員、高橋委員
築達委員、齋藤委員、佐藤委員
事務局：障がい福祉課職員3名

4 協 議

(1) 1回目の会議で出された質疑・意見について

(築達委員)

被害児童の状況について、昨年度、2名に対して計4回、1名につき約1時間、臨床心理士が1対1で面談を実施した。

1名は、1回目では、加害職員の写真を見てアンビバレントな感情（怖がる一方で愛情を示す）が伺えた。3回目では、顔写真を使って叩かれたことを表現するような行動などがみられた。こうした表現により、これまでに受けた傷つきが少しずつ癒えていくと思われる。自分の気持ちを言葉等で表すことが困難な児童には、時間をかけ工夫しながら表現を促していく必要がある。

もう1名は、顔写真を「優しい職員」「叱られる職員」に分けると、加害職員は「叱られる」側に入っていた。1回目では職員からされた事への思いの強さが伺えたが、2回目以降は不満や怒り等が前面に出てくることなくなくなった。心の傷や不満等が児童なりに整理されてきているのか判断は難しいが、4回目では加害職員の写真を見せた際の反応は薄かった。

今年度は6月に1回実施し、1人目は一旦終了、もう1名は継続することとなった。今後も計5回、継続児童のほか6名に対して実施する予定。

心理的虐待のあった事案で一部ネグレクトにあたるのではないかということについて、食事の不提供ではなく、心理的虐待の結果、子どもが食事をとれない状態となったものであり、ネグレクトではなく心理的虐待と判断した。

児童からの聞き取りで証言のあったものが通告に該当するのではないかということについて、通告は調査の端緒であり、通告に基づき調査を行うこ

ととしているが、今回の事案についても通告を受け調査を実施したもので、調査においては通告の内容だけでなく、職員及び入所児童全てから聞き取りを行い、その証言全てについて虐待に該当するかの判断を行った。

専門家による調査を行ったかということについて、児童相談所の福祉・心理職の職員が調査チームの構成員となっており、聞き取り内容などの検討に参加するとともに、実際に子どもの面接も行っている。面接においては、児童の心情に配慮し、児童の通う特別支援学校において教諭同席のもと、障がい踏まえ聞き取りを実施した。

障がいを踏まえ、子どもの反応全てを重要と捉え、子どもの言葉をそのまま記録するとともに、チックや自分を叩くなどの子どもの反応や様子も記録し、児童相談所としても調査に関わった職員のみならず、組織として、子どもの様子などを踏まえて検討した上で、虐待を特定した。

通告のあった児童の類の青あざの事案について、7月30日の11:45～12:00頃、職員が児童と1対1で接している時間帯にあざができており、身体的虐待が疑われる状況があったが、職員は否認し、また行為自体を目撃した職員が誰もいないことから、虐待があったと特定することはできなかった。

職員が児童を叩いたという事案について、職員全員に対する聞き取り調査の結果、証言者が1名であり、記録もなく、日時が特定困難であったため、虐待の特定に至らなかった。

保育実習の際に実習生から子どもを叩いていたとの指摘があった件について、元年9月に実習生から男性職員の怒鳴り声や児童への威圧的なかわり方などについての意見があった。

これらについては、学園としては、他の児童や職員の危険回避のため、やむを得ず行う行為であったり、咄嗟の反射だったものとして虐待としては捉えていなかった。今回の調査においてもこの内容については把握していたが、虐待の特定には至らなかったものである。

保護者から職員が子どもの襟首をつかんで引きずり回していたとの指摘を受けたとの情報について、今回の調査の中で、そのような証言や書類での確証は得られなかった。

調査に3か月を要した理由について、児童相談所の虐待対応ダイヤルに令和2年9月3日匿名の通報があり、児童相談所から連絡を受けた障がい福祉課が「山形県被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき子ども家庭課に速やかに通知した後、子ども家庭課が主管となって障がい福祉課及び児童相談所を含む調査チームを編成し、9月14日に現地調査を開始した。

また、職員と入所児童全てに対して、一人ひとりに面接による聞き取り調査も実施した。

現地調査は合計7回にも及んだほか、職員からの聞き取りは、学園の保育士は3交代制であることから1度にはできなかったこと、対象職員が保育士のほか、保健師、栄養士、事務職員、調理師、技能員及び施設の元職員であった者を含めて、総勢45人にも及んだこと、また、1人について長時間の面接となる場合もあったことなどからかなりの時間を要した。また、入所児童に対する聞き取りは、児童の通う特別支援学校において、児童の心情に配慮し、教諭同席の下、全入所児童19人に対し丁寧に行った。

虐待の有無については、調査対象として期間を特定せず、これまで職員が見聞きした過去の出来事について可能な限り聞き取りを行ったため、記憶が曖昧な職員も多く、過去の日誌やシフト表などと照らし合わせながらの調査となった。

こうしたことから、現地調査や聞き取り調査が終了したのが11月中旬となったが、その後、聞き取り内容と複数の職員の見聞証言などを突き合わせて、具体的で信頼できる情報を整理しながら、虐待の事実があったと思われるケースを特定し、更に関係職員から再度の聞き取り調査を行うなどして、一連の調査が全て終了したのが12月下旬となった。

その後、1月中旬までに虐待を受けた児童の保護者へ謝罪するとともに、事案を公表することについての了承を得て、1月26日にガイドラインに基づく「社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」、1月30日に臨時保護者会を開催し、説明のうえ、2月3日の公表に至ったもの。慎重に調査を行ったことにより相応の時間を要した。

最上学園の園長に調査内容の詳細が知らされていないとの指摘であるが、園長には、調査結果については伝えており、その結果を受けて、各保護者への謝罪や臨時保護者会での説明・謝罪を行っている。

(齋藤委員)

県立施設の事案における第三者による調査について、ガイドラインにおいて「県立施設における虐待通告等があった場合も、必要に応じて児童福祉審議会委員の協力を得て調査を行う」としており、委員と相談のうえ対応したい。

(村上委員)

前回の会議で発言したのは、「協会独自の調査を行った際に、園長は調査結果について何も知らされていない」ということではなく、「概要は知らさ

れているが、詳細は知らされていない」と発言したつもりであった。趣旨としては、園長が今後業務を続けるにあたって、事案の詳細の背景を知らなければ対応できないのではないかと思っただけで発言したもの。

また、ガイドラインに基づく調査については、客観性の担保という点で第三者を入れることは必要であり、ガイドラインに「県立施設の場合は必要に応じて児童福祉審議会委員の協力を得て調査を行う」と記載されていることは承知していた。今回の調査は相当の時間を費やしていると考えており、もしこの手続きを行っていただければさらに時間がかかっていたことから、第三者が調査に加わることをあらかじめ明記しておいてはどうかという趣旨での発言だった。

聞き取り調査に2か月を要した点は、時間をかけすぎというイメージである。県民の視点からするとスピード感が大事であり、調査期間に違和感がある。今回かかった調査期間が今後のモデルケースとなるのかもしれないが、それはとても危険なことであり、もしかすると、調査期間に加害職員が調査対象職員に圧力をかけたり、証拠を隠蔽することができたのではないかなどと思ってしまう。

(大江委員)

被害児童に対して臨床心理士が関わっている現在の状況はわかったが、臨床心理士による支援だけでなく、医学的な専門知識を有する人による支援も必要ではないか。チックなどの症状があり、治療の必要性の有無も確認した方がよい。

また、最上学園の虐待防止委員会の構成を見ると、外部委員は保護者の代表や新庄養護学校の校長のほか、専門家は臨床心理士のみであり、心理職のみでなく、医師や弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門家が加わるべきではないか。会議の回数も、定例は年1回でよいが、今回は虐待事案があったわけで、さらに専門職を加えた形で会議をもう少し行い、モニタリングを行った方がよいのではないか。

(2) 今後更に取り組むべきと考えられる虐待の再発防止策について

(下村委員)

再発防止に向けた取組みの一つに職員全体に対する虐待防止研修の実施があるが、優れた取組みを行っている施設に職員を1週間程度派遣することなどは難しいか。

(築達委員)

県内には県立の障がい児入所施設が3つあり、それぞれの施設でカラーがあつて、人事異動などで他施設の違いに気づくことがある。民間の施設となると県内にはないため、県外の施設と交流できないか、検討が必要となる。

(倉岡委員)

職場の風通しが一番のポイントであり、組織内で自由に意見を言える雰囲気であればならない。そのためには外部の声を聞くことも大事であるが、最上学園の虐待防止委員会の外部委員が少ないと思われる。また、外部委員との懇談でもよいので年数回行った方がよい。

(佐藤委員)

虐待防止委員会では、虐待事案が何も起きていないといった報告ではなく、改善に向けた取組みを協議する必要がある。取組みは職員一人一人が作り上げていくもので、プロジェクトチームを立ち上げてよい。これまで思うように改善できず、つらい思いをしていた職員もいる。職場全体が同じベクトルに向かって動かなければならない。内部で風通しのよい組織とするための勉強会を立ち上げて、主体的に取り組んでいかなければ、外部から意見を言うだけでは改善につなげることは難しい。各学園にはキーパーソンとなれる職員がいる。その人が核となってリーダーシップを発揮し、権利擁護の視点で何ができるか考え、それを第三者委員会に報告して、さらに意見をもらう仕組みにしてほしい。

(高橋委員)

第三者委員として保護者が加わることは良いことだが、保護者は学園にお世話になっている立場であり、なかなか意見を言えないのではないかと。自分が検討会議の委員となった際に、周りから、最上学園に行って話を聞いたのかと言われた。保護者に代わって自分が状況を聞いてみたいと思ったところである。こうした事案はどこの施設でも起こりえることだが、親はその後の関係がギクシャクすることを恐れてなかなか意見を言えないだろう。

職場の風通しはなかなか改善することは難しいが、これを変えられるのは上に立つ者である。

今回、模範となるべき県立施設でこのような事案が起きた反響は大きい。民間であればもっとスピード感をもって対応できただろう。

NPO法人ゆにぷろが3月に最上学園で研修を行ったと聞いたが、もっと徹底的にやってほしい。障がい児に対する接し方について、とても参考となる。叱ることはやめた方がよい。県内にはたくさんいい先生がおり、県外か

ら呼ばなくてもよい。

(築達委員)

3月に最上学園でNPO法人ゆにぶろから研修を行っていただいている。今後は他の学園にも広げていくことについて検討していきたい。

(村上委員)

虐待事案が起こった原因としては、人間関係を含めた職場の風土や職員の権利擁護、倫理意識の欠如が考えられる。前向きな職員が攻撃されてしまったり、倫理アンケートでは誰が書いたか犯人探しが行われるといった話もあるが、今回の調査を経ての総括・評価を教えてほしい。

加害職員について、今回異動となっているが、引き続き他の障がい児関係の施設にいることを不安視している。再教育を行っているとのことだが、この職員は対人支援が向いていないのではないかと、これから対人支援ができるのだろうかと思う。また、今回認定のあった加害職員のほか、認定には至らなかったものの、過去に権利侵害が疑われる職員も他の職場に異動しており、他の職場にも権利侵害の恐れのあるのではないかと考えられる。抜本的な見直しを行うためには、一つ一つの芽をつぶしていかなければならない。

虐待の多くは、いきなり暴力といった身体的虐待からではなく、心理的虐待が入口となっている。職員の多くは、はじめは志を持って採用されるが、次第に業務の忙しさなどもあって意識が薄れていくことがある。そのため、職場で指摘し合える関係性や、自ら勉強できる機会があることが大事である。自分も施設で働いていて、後でこうすればよかったと振り返ることがある。あとで反省し、気づかせてくれる雰囲気があるかどうかが大変である。

(下村委員)

今回の事案を受けて、最上学園内で話し合ってきたことはあるのか。

(築達委員)

改善計画にもあるとおり、全職員が虐待防止宣誓書に署名し、掲示を行うなどの取組みを進めているが、取組みが一過性のものとならないよう、今後も継続して取り組む必要がある。

(下村委員)

上司に相談しても対応されないという職員もいるようだが、上司とはどのような方か。相談を受けた時の体制、フォローができていなかったのではないかと。

(築達委員)

上司とは、最上学園ではチームで入所児に対する支援を行っており、チー

ムのリーダーに主査級職員や係長級職員がいて、各チームの総括を補佐級職員が担っている。これらの職員はすべて保育士となる。相談を受けた時の対応は反省すべきところであり、事務職員である園長は専門的なことについて、なかなか意見を言えなかったものと考えられる。

(村上委員)

組織に問題があったものと考えている。実習生から指摘を受けた際に、もっと真摯に取り組んでいればこのような事案につながらなかったかもしれない。このとき立ち直るチャンスだったが、改善につなげられなかった。自分も実習生を受け入れたことがあり、その際には必ずアンケートをするようにしていた。アンケートをすると、実際に厳しい意見が寄せられることもあったが、これを外部の声として受け止め、その後の支援に活かしていくようにしていた。

(下村委員)

自分は介護関係であったが、学生を施設に受け入れてもらったことがある。実習生を受け入れてもらう側としては、なかなか意見を言いにくい立場であるが、施設によっては何でも言ってほしいと言ってくれたところもあり、やはり意見を言える関係の方がよいのではないか。また、教員は現場に入れない施設もあったが、入れるようにした方がよいのではないか。

(築達委員)

組織運営の反省として、3施設の横のつながりがなく、互いに相談や意見交換を行う場が少なかったことから、このたび、3施設の園長及び外部委員による意見交換の場を設ける予定としている。

(大江委員)

3学園それぞれにおいて自らどう取り組んでいくかと、外部の目を取り入れていくことが再発防止策の両輪となる。内部でどう総括して改善していくのかという動きを見守っていく必要がある。具体的な活動レベルで教えてもらい、第三者委員会がそれをサポートしていく。今後も改善されたところまで、経過を確認させてほしい。

(村上委員)

再発防止の取組みを実効性のあるものとするために、まずは現場の職員がいかに取り組むかがポイントである。それを外部委員が確認していくこととなるが、それは次の組織に引き継がれていくのか、あるいは各施設の第三者委員会がモニタリングするのかを示してほしい。

障がい者に対する支援にあたっては、意思決定支援が重要である。また、

子どもにはできるだけ豊富な体験をさせたいと考えているが、現在の最上学園では、学校から帰ると個室に戻って一人で過ごさせるといった消極的な支援が行われていると聞いている。今回のような事案が起きると、確かに慎重な支援になることはわかるが、子ども達には、失敗も含め様々な体験をさせていかなければならないはず。そういった経験・体験の機会を奪わない支援を考えるべき。

※この後、第3回検討会議の日程調整をし、9月8日（水）13時30分から開催することとなった。

以上